

受領者	受領日	控え
	/	<input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> 当院 <input type="checkbox"/> 郵送

匿名提供精子で生まれた子のいる家族における次の子どものための IVF-D の説明と同意書

- AID は日本産科婦人科学会の会告に準じて実施し、会告では AID で生まれる子どもの出自を知る権利を認めていません。一方、IVF-D は当院独自の取り組みであり、出自を知る権利を認めています。
- AID で生まれた子どもは提供者について何も知ることが出来ません。IVF-D で生まれた子どもは小さな頃から提供者の周辺情報（提供者がどのような人なのか）について親を通して聞き知ることができます。そして 18 歳になり本人が望む場合は提供者に接触することができます。AID と IVF-D では、生まれる子どもの福祉が大きく違ってきます。
- 匿名提供精子で生まれた子のいる家族が次の子どもの治療として IVF-D を行う場合、患者夫婦は子ども達に対して生まれながらに差をつけることを意味します。容姿、能力、遺伝のような不可抗力で生じる差ではなく、はじめから親が選び与えられるものに差をつけることになります。この点を十分に理解してください。
- 匿名提供精子で生まれた子のいる家族が次の子どもの治療として IVF-D を行えるのは以下の夫婦に限定します。
 - 匿名提供精子で生まれた子が大きくなった時の苦悩や問題を想像でき、それに対処できるように事前に考えられ、行動できる夫婦
 - 単にきょうだいを作ってあげたいという安易な考えを超えた信念と覚悟がある夫婦
 - 人には違いがあって当たり前という価値観が夫婦と匿名提供精子で生まれた子の間にできている家族
 - 違いを認め合う風土があり、非常にオープンな家族
- 匿名提供精子で生まれた子のいる家族が次の子どもの治療として IVF-D を行う場合、SW 面談時の提出書類が増えます。また、初回面談時間は 90 分とします。SW 面談の合格基準はより厳格になります。
- 精子提供による生殖補助医療のガイドラインでは、1 組の夫婦における提供精子で生まれる子どもの人数を 2 人までとし、当院の治療以前に生まれた子どもはこれに含まないとしています。しかし、匿名提供精子で生まれた子のいる家族が次の子どもの治療として IVF-D を行う場合は、IVF-D で生める子どもは 1 名までとします。これはきょうだいにおいて、出自を知る権利が無い子よりも、IVF-D で生まれ出自を知る権利がある子の人数が勝ることで出自を知る権利がない子の心情をより複雑にしてしまう恐れがあるためです。
- 匿名提供精子で生まれた子のいる家族が次の子どもの IVF-D で生んだ場合、当院の判断により匿名提供精子で生まれた子と IVF-D で生まれた子のカウンセリングを行うことがあります。夫婦は、当院の指示に従ってください。

上記の説明を読み、私たち夫婦は、夫婦それぞれの自由な意思の下に一致した意見でこの内容に同意し次の子どものための IVF-D を希望します。

医療法人社団暁慶会 院長 宮崎薫殿

同意日	西暦 年 月 日	妻診察券番号	
夫氏名（自署）		妻氏名（自署）	
住所			